

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 22 | 子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。(令和4年6月10日更新)

特記事項

子ども医療費助成に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和4年7月5日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子ども医療費助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>1. 事務の概要 千歳市子ども医療費助成条例及び千歳市子ども医療費助成条例施行規則に基づき、子どもの保護者に対して、子どもに係る医療費の一部の助成を行っている。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">①受給資格者の管理②受給者証交付申込書の審査、受給者証の交付③受給者証再交付申込書の審査、受給者証の再交付④医療費請求情報の審査、過誤調整、助成金の決定及び支払⑤医療費支給申込書の審査、助成金の決定及び支払⑥他の法令等による医療費に関する給付があった場合に、助成額の調整⑦受給資格等変更届の審査、資格等変更の処理 |
| ③システムの名称 | 医療費助成システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 子ども医療費助成情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項</p> <p>2. 千歳市個人番号の利用に関する条例 ・第3条第1項(別表第1)</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 ・第19条第9号</p> <p>2. 千歳市個人番号の利用に関する条例 ・第3条第1項(別表第1)</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民環境部国保医療課 |
| ②所属長の役職名 | 国保医療課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課情報公開係 千歳市東雲町2丁目34番地 (電話)0123-24-3131(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 市民環境部国保医療課医療助成係 千歳市東雲町2丁目34番地 (電話)0123-24-3131(代表) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------|---|---|------|-------------------------------------|
| 平成30年7月10日 | I-5 ②所属長 | 国保医療課長 古島 知明 | 国保医療課長 | 事後 | |
| 平成30年7月10日 | II-1 対象人数 | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年7月10日 | II-2 取扱者数 | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I-4②法令上の根拠 | 1 第9条第2項 | 1 ・第9条第2項 ・第19条第8項 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-1 対象人数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-2 取扱者数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | なし | 「IV リスク対策」に記載のとおり | 事後 | |
| 令和2年5月18日 | II-1 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月18日 | II-2 取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年7月27日 | I-4 ②法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 ・第19条第8項 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 ・第19条第9号 | 事前 | 番号法第19条第9号の変更については、令和3年9月1日の法改正による。 |
| 令和3年7月27日 | II-1 対象人数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年7月27日 | II-2 取扱者数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月5日 | II-1 対象人数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月5日 | II-2 取扱者数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月5日 | IV-8 監査 | 自己点検、内部監査 | 自己点検、外部監査 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |